

「愛知県特別支援教育推進計画」（素案）に対する意見の概要と県の考え方について 101名、290件

章	No.	意見の概要	件数	県の考え方
全体	1	せっかくプランをつくっていただいたので、実りのあるものにしてください。人的、物的保障をつけてください。	2	推進計画の実現を目指して、より具体的な方策等を検討及び実現に向けて努力してまいります。
全体	2	過大化の解消や重い障害のあるお子さんの対応には、やはりそれなりの予算が必要だと思います。 県の各部署全体が同じ方向性で推進されるよう望みます。	1	推進計画の実現を目指して、より具体的な方策等を検討及び実現に向けて努力してまいります。
全体	3	インクルーシブ教育システム構築は細心の注意を払って進めてください。	1	インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進はとても重要な課題です。子ども一人一人の成長を目指した推進計画の実現に向けて具体策の検討に努力してまいります。
全体	4	まず、インクルーシブ教育システムの構築に向けた、特別支援教育の推進が明記されたことを評価したいと思います。	1	インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進はとても重要な課題です。子ども一人一人の成長を目指した推進計画の実現に向けて具体策の検討に努力してまいります。
第1章	5	「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」の取組の具現化のためには、必要不可欠な計画であり、障害児・者を取り巻く関係者をはじめ一般県民からの期待も大きい。取組内容の具体化、期限の提示等をもって、実現可能に向けた推進計画にしてほしい。	1	推進計画の実現を目指して、より具体的な方策等を検討してまいります。
第2章 1 幼小中	6	遠距離通学をしなくてもよいように、通学の希望が出ているすべての学校に特別支援学級を設置してほしい。特に中学校の支援学級が少ないので困っています。特別支援学級を設置する際の条件を緩和してください。	2	中学校における特別支援学級の設置については、生徒や保護者の視点に立って、平成23年度から1人の場合でも新設できる特例を拡大したところですが、ご意見を参考にさせていただき、設置拡大に向けて努力してまいります。
第2章 1 幼小中	7	小中学校の30人学級の推進が必要です。その上で、障害種別の特別支援学級を設置することが必要。	1	小中学校の30人学級については、新たな県独自措置の定数が必要となることから、困難であるため、国の改善を待つこととなります。小中学校における少人数学級の拡大に向け、引き続き国へ要請してまいります。
第2章 1 幼小中	8	関わる職員のスキルアップのみでなく、コーディネーターをする職員は専門職として他の業務の負担を少なくし、人的補充をして負担を少なくしてほしい。 また、教育現場が障害のある幼児、児童、生徒をスムーズに受け入れることができるようにエスケープ用の施設など環境も整えることを明記して進めてほしい。 どのような教育の場においても進められるように人的充足、環境整備を進めてほしい。	1	今後も引き続き人的配置、環境整備の充実について検討してまいります。

章	No.	意見の概要	件数	県の考え方
第2章 1 幼小中	9	県内の小中学校に支援級が88%も設置されていることは喜ばしいことだと思います。しかしながら、たとえば豊橋市では、障害別の学級が「知的障害」と「自閉症・情緒障害」の2つに絞られつつあるのか「肢体不自由」「病弱・身体虚弱」はあるものの「肢体不自由」については閉止されていく方向であるとも伺っています。ノーマライゼーションを目指す方向であるはずが、配置する教員や予算上の関係もあるかも知れませんが逆行している感があり、残念なことです。そうならないように願っています。	1	特別支援学級は、在籍者が不在になると廃級となりますが、廃級となった後でも入級希望者があり、設置の基準を満たせば、新設することができます。
第2章 1 幼小中	10	担当する教員とコーディネーターとのパワーバランスによって、子どもへの支援や連携の格差が同じ学校内でも生じてきている事態が起こります。これは保護者側から見たら堪らないことなのです。 「支援は関係する教員がチームで取り組むもの」「学校全体で取り組むもの」という意識への変換を進めて行ってほしいと思います。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 1 幼小中	11	年々、教員の発達障がいへの理解は高まっていると感じられますが、まだまだ充分ではありません。 特別支援学級の担任にこそ、障がいに関する専門知識が必要であると思われます。小学校から将来を見据えた指導は、そののちの中学校、高校、就労、子供の自立へとつながっていくことであるため、専門的な知識や意欲をもって指導にあたり、また他教員との連携をしっかり取ることができる教員の育成、並びに制度の確立、教員の配置を強く望みます。	1	発達障害については、毎年、幼稚園、小中学校、高等学校教員を対象として、「発達障害児基礎理解推進研修」を実施しています。今後も全ての教員が発達障害に関する理解を深めることができるような研修の充実を目指してまいります。
第2章 1 幼小中	12	発達障害の診断を受けている児童生徒が不登校になった場合の受け皿を充実させてください（スキルを身につけさせるための支援を取り入れる。）。	1	発達障害については、毎年、幼稚園、小中学校、高等学校教員を対象として、「発達障害児基礎理解推進研修」を実施しています。今後もすべての教員が発達障害に関する理解を深めることができるような研修の充実を目指してまいります。発達障害児に対する適切な指導及び必要な支援がなされるようにしてまいります。 児童生徒の不登校等への対応のために、スクールカウンセラーの配置の充実を図っているところです。また、市町村には、不登校等になった児童生徒にとっての居場所となり、学習面の支援等を行う適応指導教室が設置されているところもあります。
第2章 1 幼小中	13	特別支援員の配置が自治体によってばらつきがあるのが現状です。支援員さんとしてのボランティア受け入れも視野に入れるときかも知れませんが、特別支援教育についての研修や研究は、学校関係者のみではなく、医療機関や親の会やNPOを招いて行われていくことが今後はふさわしいと思われます。教育者だけでは見えない視野を取り入れていくことで、支援の多面性が出てくるものと思います。 特別支援学級が閉ざされた学級にならないよう望みます。健全な特別支援教育のためにも閉ざされた学校現場から、開かれた学校現場に変革してほしいと願っています。	1	特別支援教育支援員は、市町村に対する「特別支援教育支援員の配置に必要な経費に係る地方財政措置」の活用などにより、配置されています。平成25年度については、県内53市町村（名古屋市は除く）の公立幼稚園、小中学校において、約1,500人が配置されています。今後とも、特別支援教育支援員の充実については、各市町村教育委員会に働きかけてまいります。

章	No.	意見の概要	件数	県の考え方
第2章 1 幼小中	14	特別支援学校教諭の免許を持つ者を多く採用してください。	1	特別支援学校教諭免許状を取得していない特別支援学級担当教員等に対して、専門的な立場として必要な免許状取得を促進してまいります。また、教員免許状を取得する者に対して、特別支援学校教諭免許状も併せて取得することを促すよう教員養成大学に要請するなど、小中学校教育を志望する者の特別支援学校教諭免許状の取得率の向上を目指してまいります。 なお、平成26年度実施の採用試験より、特別支援学校教諭の免許を持つ者に対する特別選考を導入する予定です。
第2章 1 幼小中	15	発達障がいの子供の中には、体温調整が難しい子供が見受けられます。体温調整が難しい子供への配慮と小中学校の冷房の設置が、必要なのではないのでしょうか。	4	設置者である市町村教育委員会に働きかけ、環境整備に努めてまいります。 教員が障害について正しく理解することができるように、研修の充実を図ってまいります。
第2章 1 幼小中 2 高校	16	個別の教育支援計画・指導計画の作成率・引継率の向上を望みます。	1	円滑に個別の教育支援計画が進学先や進路先に引き継がれるよう支援情報の引き継ぎに関するリーフレットを保護者に配布し、途切れのない支援に努めます。
第2章 1 幼小中 2 高校 3 特支	17	全ての学校で発達障害の子どもに対する支援ができるようにスクールカウンセラー、コーディネーターの配置、環境の整備をしてほしい。	1	推進計画の第2章にあるように、特別支援教育コーディネーターの負担軽減や研修の充実を図り、よりよい校内支援体制や環境が構築できるよう努めます。
第2章 1 幼小中	18	市町村教育委員会に「特別支援教育」の主事を置き、現在行われている学校訪問とは別で、学期毎に1回は市内の小中学校の特別支援学級を訪問し、指導・助言を行ってください。	1	県内ほぼすべての市町村教育委員会（北設楽郡は除く）においては、小中学校における特別支援教育の充実のための担当指導主事が配置されています。
第2章 1 幼小中	19	①校内委員会、②特別支援コーディネーター、③個別の教育支援計画・指導計画の3つが、本当に子供・親の支援に有効に機能しているかどうか、しっかり検証してほしい。	1	特別支援教育に関する校内委員会や特別支援教育コーディネーター、個別の教育支援計画等が十分に機能することが重要であると考えています。
第2章 1 幼小中	20	第2章の*の「保護者の理解を得て」とは、保護者のどのような理解をいうのでしょうか。	1	個別の教育支援計画、個別の指導計画作成の意義、活用方法等を各学校に周知徹底するとともに、保護者へもその意義をお知らせし、作成率の向上を目指してまいります。
第2章 1 幼小中	21	愛知県は作成率が割と高い方なのだとわかりました。100%達成はもちろんあってほしいことですが、問題なのはやはり機能していないということだと言えます。本来計画書は保護者と内容を共有するものであるはずで、計画の共有化を進める取組は必要と思います。 また、教員に対しては、この計画書の実践法についての事例検討会が求められるでしょう。	2	個別の教育支援計画、個別の指導計画作成の意義、活用方法等を各学校に周知徹底するとともに、保護者へもその意義をお知らせし、作成率の向上を目指してまいります。

章	No.	意見の概要	件数	県の考え方
第2章 1 幼小中	22	推進方策(1)「幼稚園・保育所、小中学校における連携と支援体制の確立」について非常に大切だと思います。ガイドブックの活用でどれだけ効果が期待できるのか。期待したいと思いますが、期待と不安があります。ガイドブックの具体的な内容を教えてください。	1	このガイドブックには、特別支援教育体制づくりの基本的な考え方や具体的な取り組み方、配慮事項等が記載されています。平成22年3月に作成したもので、特別支援教育課Webページよりダウンロードが可能です。
第2章 1 幼小中	23	特別支援教育連携協議会の設置を各市町教育委員会に働きかけ、ネットワークづくりへの覚悟が感じられる。	1	移行支援を円滑に行うための特別支援教育連携協議会の設置を各市町村教育委員会に働きかけてまいります。
第2章 1 幼小中 2 高校	24	発達障害児・者への支援体制について、スクールカウンセラーやコーディネーターなどの情報発信をお願いします。 スクールカウンセラーやコーディネーターなどに関する情報の発信等、保護者に向けての周知をお願い致します。 学級支援員や、スクールカウンセラーの増員をお願いします。 コーディネーターの質の向上などや、他機関との連携など、実際の教育現場のニーズに合わせた、ご支援をお願い致します。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 1 幼小中	25	関係機関を巻き込んで早期の療育に力を入れようとしている（保育所等）。そして、小中へのつながりを意識している。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 1 幼小中	26	明らかに患児なのに、放置されたまま中学生になってしまった子を見ると、どうして保育園・小学校でなんとかできなかったのかと思ってしまいます。勉強はできるので放置されたのでしょうか。現在、中学校でも支援の手が差し伸べられているようにはみえません。先生方や周りの大人の理解がもっと進むこと、そして専門家が有意義に関わることを切に望みます。	1	特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対して、適切な指導及び必要な支援を行うことができるよう、今後も引き続き教員の指導力の向上を目指してまいります。
第2章 1 幼小中	27	保育園や幼稚園からの情報が正確に小学校へと伝わるように連携を取ってください（情報交換会や事例検討会）。	1	各学校で行う事例研究会では、近隣の保育所や幼稚園、小中学校等、異なる校種の教員が参加できるように工夫しているところもあります。こうした成果を異校種間における教員同士の相互理解、連携のために、役立ててまいります。
第2章 1 幼小中	28	コーディネーターの中に障害当事者が入るとまた違った視点（ピアカウンセリング的な）をおく事ができる。	1	特別支援教育コーディネーターを対象とした研修の充実を図り、専門性の向上を目指してまいります。
第2章 1 幼小中	29	特別支援教育連携協議会のメンバーで「福祉」の分野ではどのような立場の方がいられていますか。	1	「愛知県特別支援教育連携協議会」には、県健康福祉部より児童家庭課、障害福祉課、医療福祉計画課、子育て支援課の各課長が委員となっています。
第2章 1 幼小中	30	小中学校の支援級の教員の質の向上を要望します。 県下の支援級担当教員の特別支援学校教諭資格の保有率が低いことから、資格の無い教員が支援級の担任をすることが多いと思います。支援級の担任から通常級の担任に変わる時に、通常級に在籍する発達障害の児童生徒の指導に対して、支援級の担任経験を生かすことが出来るように、特別支援教育コーディネーター及び学校全体での支援体制を要望します。 通常級の教員に発達障害の研修を要望します。 通常級に在籍する特別の支援が必要な児童生徒に対して、教員は、ユニバーサルデザインの授業等の研修を受け、個別の特性を理解した上での、きめ細かな指導を要望します。	2	教職員の資質向上は推進計画の第2章にあるように重要な課題です。有効な研修が実施できるよう努めてまいります。

章	No.	意見の概要	件数	県の考え方
第2章 1 幼小中 2 高校 3 特支	31	教員のスキルアップは大切であると思うが教育活動に負担なく行われるようにしてほしい。子どもたちと余裕をもって向き合えることが障害児教育においては大切です。	1	日々の教育活動を基本に、その上に有効な研修が実施できるよう努めてまいります。
第2章 1 幼小中 2 高校 3 特支	32	現在、特別支援学校によるセンター的機能は十分に機能しているのでしょうか。小中高等学校には、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱といった障害を抱える児童生徒も在籍しています。それらの校種にあたる特別支援学校の先生方はもちろん、他校種の障害に対しても研究・研修を強化するなどして支援のためのスキルアップを図っていただきたいと思えます。	1	推進計画の第2章にあるように、研究、研修の充実による教員の指導力の向上に努めます。
第2章 1 幼小中 2 高校 3 特支	33	特別支援学校と小中高等学校が互いに研さんし合い、レベルアップを図るべきだと思います。研修の機会のみでなく、人事交流や他校種間での研修交流などアイデアを出し合って進めていただけたらありがたいです。	1	推進計画の第2章にあるように、人事交流の実施により教員の専門性の向上に努めます。
第2章 1 幼小中 2 高校 3 特支	34	特別な支援を必要とする子どもへの対応が出来る先生を増やしてほしい。	1	推進計画の第2章にあるように、研究、研修の充実による教員の指導力の向上に努めます。
第2章 1 幼小中	35	通級支援教室を増やすとありますが、発達障害の子どもに対して支援教室もひとつのてだてといえます。週に受けられる時間を増やす・障害固有のつまずきへの対応のため障害種ごとに受けるなど、一人一人に応じた対応ができるだけの整備として、当面は教員増の配置をしてください。 特別支援学級の設置と教員配置については、市町村によって格差が生じないよう、県内のどこに住んでいても「障害種別学級設置」「1人でも設置」できるよう整備してください。 学籍について（通常と支援教室、通常と支援学級、通常と支援学校）は、通常学級にも一つ・本学級にも一つの二重学籍をとっていただきたいです。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 1 幼小中 2 高校	36	今後も特別支援教育の理念に基づき、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、幼稚園から高等学校（大学校）にわたり、発達障害者支援法に定義されるLD、ADHD、高機能自閉症等も対象とする教育の、実施強化をお願いします。 学校管理職は、むろん、養護教師・一般教師を含めた、全教師を対象にした発達障害についての研修等を実施していただき、子ども一人一人のニーズに合わせたご指導をご検討いただきたいと思います。	1	推進計画の第2章にあるように、研究、研修の充実による教員の指導力の向上に努めます。
第2章 1 幼小中 2 高校	37	校内・外を問わず、発達障害児・者に対する支援体制の確立のための取り組みは、多くの教師の方々のご尽力により着実に強化が進み、校内支援体制の整備がされるようになってきました。しかし、発達障害を持つ子どもたちの多くは、その困難性を表すことができず、教師・学校における支援の必要性を認めていただけない場合や、自分にとっての必要な支援を受けることができている子どももいます。 校内委員会の活性化により、校内での支援体制を確立し、一人一人の子どもが、適切な支援を受けられるようにしてください。	1	ご意見を参考にさせていただきますながら、推進計画の第2章にあるように、特別支援教育コーディネーターを対象とした研修の充実を図り、よりよい校内支援体制や環境が構築できるよう努めます。

章	No.	意見の概要	件数	県の考え方
第2章 1 幼小中 2 高校 4 就労	38	<p>発達障がいを理解している先生が孤立しないように、学校全体で支えてほしいです。つまり、管理職は「発達障がい」はもちろん子どもの様子をわかってほしい。</p> <p>「なまけている」「さぼっている」「楽している」と思わないで、どうしてそれをやらないのか何か訳があると理解してほしいです。</p> <p>小学校は、ある程度理解が進んできたが、中学校、高校となると、教員の意識や理解度が低いです。</p> <p>発達障がいの児童が進学する高校がないため、整備してほしいです。</p> <p>企業側は、まだまだ発達障がいの理解がないです。</p>	1	<p>推進計画の第2章にあるように、研究、研修の充実による教員の指導力の向上に努めます。</p>
第2章 1 幼小中 2 高校 3 特支	39	<p>どの学校にも、色々な障がいを持つ生徒がいると思いますので、障がいによる不都合さを先生が理解できるようになっていただきたいです。</p>	1	<p>教職員の資質向上は推進計画の第2章にある重要な課題です。全校種において有効な研修が実施できるよう努めてまいります。</p>
第2章 1 幼小中	40	<p>親としては、小学校低学年までに何らかの障害の有無を発見していただくと非常にありがたいなと思いました。</p> <p>少し勉強していただくと、親以上に上手に障害をもつ子どもを見つける事ができる先生が増えると思いますので、保育士さんや小学校の先生方には大いに期待したいです。</p>	1	<p>推進計画の第2章で触れているように、研究、研修の充実による教員の指導力の向上に努めます。</p>
第2章 1 幼小中 2 高校 3 特支	41	<p>推進計画の第2章の現状と課題2つめの○に「特別支援学校教諭免許状の保有率が全国平均を下回っている」とありますが、原因は何だと思われますか。また現状の数字で、県下の学校にどのくらい配置されていますか。</p>	1	<p>理由としては、特別支援学校教諭免許状が取得できる大学が限られていること、採用段階で特別支援学校免許状の保有を条件としていないことなどが考えられます。保有率は、特別支援学校において61.8%となっています。</p>
第2章 1 幼小中	42	<p>特別支援教育の研究指定校の実践を県内に広めてください。</p>	1	<p>各地域での特別支援教育の推進に生かすために、特別支援教育の研究については、各市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事や各小中学校の教員を対象とした研修において、その成果を伝達してまいります。また、研究の成果を指導事例集等にまとめて、各市町村教育委員会及び小中学校に配付する予定です。</p>
第2章 1 幼小中	43	<p>様々な研修は行われていると思いますが、従来の研修だけでは効果がなかなか出ないという声も伺っています。全体講義形式での研修だけでは限界もあるのではと思われます。特別支援教育の各事例についてのケース検討会開催を推し進める、保護者とのコミュニケーションについて研さんしていく時期に来ているのではないのでしょうか。</p> <p>また研究会などは出張費扱いにならないため、仕事に熱心な教員のみしか参加しないため、そうでない教員との格差が開く一方であるとも伺っています。研修や事例検討を行わないと昇給できないなどの正当な評価を行うのはいかがでしょうか。</p> <p>幼稚園や保育園の職員の間では、取り組みが盛んになってきていますが、親の会などの学習会に自主的に参加する小中学校の教職員は少ないという現状もあります。</p>	1	<p>教員が特別支援教育に関する研修に参加する機会を増やし、対象に応じた研修内容の充実を図ることにより、教員の指導力の向上を目指してまいります。</p>

章	No.	意見の概要	件数	県の考え方
第2章 1 幼小中	44	年に1回は、現職教育で特別支援に関する研修を開催してください。研修内容は概論ではなく、具体的にどんな教材教具を使っているのかとか、指導計画をどのように立てているかなどの実践に即刻つながるものにしてください。	1	特別な支援を必要とする幼児児童生徒への指導・支援のための教材や教具などの情報がさらに活用できるよう、推進計画のP.8にあるように県総合教育センターの情報を整理、充実させ、周知を図っていきます。
第2章 1 幼小中	45	ユニバーサルデザインを活用した授業の研究や研修を是非行ってください。また、指導内容などの配慮や工夫、合理的配慮が確実になされれば、普通学級に在籍する我が子にとって、学校生活がとても楽しく過ごしやすい場所が変わってくると思います。ユニバーサルなので、一般の子どもたちにも有益なことと考えます。	2	推進計画の第2章にあるように、個に応じたきめ細かな指導が充実するよう、全ての教員を対象にユニバーサルデザインの授業などの研修を行います。
第2章 1 幼小中	46	特別支援学級の教員の障害児に対する理解が低かったりするため、教育の質の向上を希望する。	2	特別支援教育に関する専門性の向上のために、教員の研修の充実を図ってまいります。
第2章 1 幼小中	47	全小中学校に、通級指導教室を設置してください。 現在は、巡回制になっているため、週に1日しかありません。希望しても受け入れてもらえません。また、通級指導教室の教員と通常学級の教員が相談したり、情報を交換する時間がありません。さらに、近隣の学校の通級指導教室へ通うとなると、移動する時間の間、普通の授業が受けられません。基本的に子どもが生活している教育現場で教育活動が行われるべきです。それぞれの学校に通級支援の職員を配置増員してください。 通級教室は、障害の軽減を図る意味でも有効です。障害種別の通級教室を設置し、通級時間を子どもの学習にあわせて保障するためにも大幅な増級を図ってください。	3	国の定数改善にそって、通級による指導担当教員の配置拡大を検討してまいります。
第2章 1 幼小中	48	通級指導教室の果たす役割は大きい。子どもへの直接的な支援と教員への指導の両面があります。指導力の向上と共に、通級指導教室の環境整備にも力を入れていただきたい。	1	通級指導教室の環境整備は、重要な課題であると考えています。引き続き、指導・支援の充実に努めてまいります。
第2章 1 幼小中	49	通級指導教室の教諭は、特別支援学校教諭の免許を持ち、意識の高い教諭を任命してください。	1	通級による指導担当教員を含め、小中学校教員の特別支援教育に関する指導力の向上は喫緊の課題であると考えています。特別支援学校教諭免許状の保有率向上を目指し、さらに専門性を高めたいです。
第2章 1 幼小中	50	特別支援学級の担当の先生、養護教諭、それ以外の先生も発達障害の勉強を研修会・勉強会などで活発に活動して下さっている方とそうでない方がいらっしゃるのかと思います。先生方もお忙しいことと思いますが、発達障害のことを、よく理解していただき、支援を受けている子たちが、いい理解者（先生）に恵まれ、生徒も親も安心して教育を受けられるような環境にしたいだけことを希望します。	1	発達障害については、毎年、幼稚園、小中学校、高等学校教員を対象として、「発達障害児基礎理解推進研修」を実施しています。今後もすべての教員が発達障害に関する理解を深めることができるような研修の充実を目指してまいります。
第2章 1 幼小中 3 特支	51	小中学校と特別支援学校との人事交流は、積極的に行ってほしい。	3	特別支援学校と小中学校との人事交流を促進し、また、特別支援学校のセンター的機能を活用することにより、特別支援教育に関する研修の機会を増やし、教員の指導力の向上を目指してまいります。

章	No.	意見の概要	件数	県の考え方
第2章 1 幼小中 2 高校 3 特支	52	交流は、発達段階の低い子どもたちは、集団と集団の交流から個へと子どもたちの発達段階にあわせた交流を保障すること。	1	一人一人のニーズに応じた交流及び共同学習の充実に努めてまいります。
第2章 1 幼小中	53	現在の支援学級の教員の人数につきまして中学校学区内の小学校全てに支援学級がない場合、ある学校にない学校分の児童が集まります。その場合の学校に、担任又は支援員の増員をお願いします。中学年の難しい時期は、学校での指導が必然で、そのためにも、担任又は指導員（補助員）の増員をお願いします。	1	指導体制の充実について、今後の参考にさせていただきます。
第2章 1 幼小中	54	インクルーシブ教育に関しては、徐々に地域の学校の受け入れが良くなっているように感じますが、「介助」や「医療的ケア」が必要な生徒さんに対しては、まだまだ就学前からのハードルが高いように思います。現実には「合理的配慮」を理由に就学・進学が拒まれているケースも多々あります。	1	障害のある幼児児童生徒が十分な支援を受けるための合理的配慮に向けて、市町村と連携し、人的配置や環境整備の充実を検討していきます。
第2章 1 幼小中	55	クラスの中である程度のレベル差があるので、それに合わせたクラス編制にしていきたいと思えます。重度の多動の子に先生が付き、指示を出してもらえず、長い時間他の子が放っておかれています。先生の指導も大変そうです。	2	特別支援学級では編制の基準を8名とし、一人一人に応じた適切な指導及び必要な支援ができるよう配慮しています。
第2章 1 幼小中	56	加配の条件を緩和し、柔軟性を持たせてください。	1	特別支援学級担当教員の加配については、新たな県独自措置の定数が必要となることから、困難な状況であります。
第2章 1 幼小中	57	退職間近の教諭や産休予定の教諭を特別支援学級の担任に任命しないでください（1年で担任が変わってしまうケースがある。）。	1	特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一貫した指導・支援が実現できるよう、さらなる体制の充実を目指してまいります。
第2章 1 幼小中	58	幼稚園、小学校では、教師が一人の子どもに対応している間もクラス全体を指導出来るよう、各クラスで担任を補助する教員を配置できる予算措置が必要ではないか。普通学級に障害が認められる子どもが在籍する場合は、複数以上の教員を配置することを補償すること。	3	国の定数改善にそって、通級による指導担当教員の配置拡大を検討してまいります。
第2章 1 幼小中	59	教材や教具、施設や設備を充実させるためにも、特別支援教育に係る予算を増やしてください。	1	教材や教具、施設や設備を充実させるための予算については、それぞれの学校の設置者である各市町村教育委員会が判断されているところです。
第2章 1 幼小中	60	中学校の特別支援学級在籍児が県立高校を受験する場合の内申書の是正について要望いたします。	1	今後も引き続き、特別支援学級に在籍する児童生徒が適正に評価されるよう努めてまいります。

章	No.	意見の概要	件数	県の考え方
第2章 1 幼小中	61	普通学級の教室での教育活動の中で多くの特別支援児が学ぶことができるよう、できるだけ多く特別支援教育支援員を配置してほしい（各特別支援児につき1名が望ましい）。 また、支援学級に在籍していても、おとなしい子どもには担任の手が回らず、十分な支援を受けられていない。教員や支援員を増やすなどして、すべての子どもが必要な支援を受けられるようにしてほしい。	8	特別支援教育支援員は、市町村に対する「特別支援教育支援員の配置に必要となる経費に係る地方財政措置」の活用などにより、配置されています。平成25年度については、県内53市町村（名古屋市は除く）の公立幼稚園、小中学校において、約1,500人が配置されています。今後とも、特別支援教育支援員の充実については、各市町村教育委員会に働きかけてまいります。
第2章 1 幼小中	62	入学の際の（療育手帳・愛護手帳の）度数だけで見るのではなく、3度でも2度でも支援学級でやっていけそうな場合はそちらを勧める等、就学相談のシステムも見直すといいいのではないか。	1	障害のある児童生徒本人及び保護者の意見を最大限尊重し、就学先が総合的な判断のもと決定されるよう、各市町村教育委員会に周知徹底してまいります。
第2章 1 幼小中	63	特別支援学級を希望する新入学児童に対して学校からの線引きはやめてほしい。生徒側が入学希望ならば受入を望む。	1	障害のある児童生徒本人及び保護者の意見を最大限尊重し、就学先が総合的な判断のもと決定されるよう、各市町村教育委員会に周知徹底してまいります。
第2章 1 幼小中	64	市町村教委・小中学校において、インクルーシブの考え方に沿った就学指導、合理的配慮等の在り方が正しく認識されていない。通知、研修等をとおして周知徹底を図ってほしい。 障害のある児童生徒が小中学校へ在籍している場合、人的・物理的教育環境を整えられず、子供と保護者が疲弊しきって特別支援学校への転学（就学）を訴えるケースも少なくない。助けを求める保護者の声を特別支援学校への希望とすり替えて総合的判断という言葉で就学先を指定するようなことはあってはならない。	1	障害のある児童生徒本人及び保護者の意見を最大限尊重し、就学先が総合的な判断のもと決定されるよう、各市町村教育委員会に周知徹底してまいります。
第2章 1 幼小中	65	インクルーシブ教育システム構築に向けても、就学先決定のあり方をガイドブックにまとめたり、交流や共同学習を積極的に進めようとしていたりすること。	1	就学に関するガイドブックを配布したり、交流及び共同学習を推進したりすることにより、インクルーシブ教育システムの構築に努めてまいります。
第2章 1 幼小中 2 高校 3 特支	66	I Q75を超えるために療育手帳は取れないが、授業内容は理解できない、過敏性や行動に問題が多く支援が必要な子は、どこへ進学したらいいのでしょうか。県は早急に進路を示してください。	1	平成23年3月に、特別な支援を必要とする中学生の進路指導のためのリーフレット「未来の扉を開こう」を作成しました。「進路指導のポイント」「進路先の情報」「卒業生の進路状況」や相談機関等の情報を掲載しています。特別支援教育課Webページよりダウンロードが可能です。
第2章 1 幼小中	67	現状の特別支援学級の体制では、安心して重度、中度知的障害児が通うことができず、養護学校の専門性や安心を期待して就学を希望することが増えています。解消のためには、特別支援学校を市町村立にしてそれぞれに設置し、連携を強化し、センター的機能を発揮させることが必要です。そうすれば、養護学校の過大化、スクールバスの長時間利用も解消できると思います。 通常の学級の発達障害児が支援級へ入ってくることで知的障害児が居づらくなり支援学校への転校を希望するケースが出てきています。知的障害児が安心して支援学級に通えるようにする必要があります。	1	特別支援学級担当教員の専門性の向上を目指し、特別な支援を必要とする児童生徒に対し、適切な指導及び必要な支援がなされるようにしてまいります。

章	No.	意見の概要	件数	県の考え方
第2章 1 幼小中 2 高校 3 特支	68	親が子供の将来の見通しがつくよう、学校はペアレントメンターなどを活用してほしい。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 1 幼小中 2 高校 3 特支	69	ろう学校だけではなく、一般学校（公立）の教育現場において、手話通訳派遣事業は教育委員会の責任で、派遣費の予算を獲得するようにお願いしたい。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 1 幼小中 3 特支	70	小中学校の30人学級の推進が必要です。その上で、障害種別の特別支援学級を設置することが必要です。 通級教室は、障害の軽減を図る意味でも有効です。障害種別の通級教室を設置し、通級時間を子どもの学習にあわせて補償するためにも大幅な増級を図ること。 交流は、発達段階の低い子どもたちは、集団と集団の交流から個へと子どもたちの発達段階にあわせた交流を補償すること。 普通学級に障害が認められる子どもが在籍する場合は、複数以上の教員を配置することを保障すること。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 1 幼小中 2 高校 3 特支	71	教員免許を取得する者に対して特別支援学校免許も併せて取得することを促すことについては賛成だが、どのように専門性を高めていくのか、具体例を示してほしい。 新任者、転任者に対して、初年度の4、5月は、手話研修の時間を毎日40分以上確保する。また、ろう教育経験者などの支援教員を配置して、生徒とのコミュニケーションに支障のないようにする。 教育現場において、行政の責任で、教員や保護者に対しての手話講習会を開催する。 ろう学校教員の手話技術レベルを全国手話研修センター主催の手話検定1級とするよう、教育行政として取り組む。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 2 高校	72	進路の行き場がない発達障害の子ども達にとって、高校への道がひらいたのかと期待していました。大学受験一辺倒ではない「きちんと青年期を過ごせる」教育課程が、障害児にとっても全ての高校生にとっても必要と思っていますが、そのことは特に挙げられず、職業関係のことばかり述べられているのは残念です。障害のある子どもの高校教育を本気に考えていただけているのなら「入試制度・単位制度・教育課程の3つの壁」を、高校教育の中でどう整理をつけていくのかについて、少し踏み込んでいただきたかったです。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 2 高校	73	軽度の子どもたちのため、一般の高等学校や大学でフォローが受けられると嬉しいです。入試だけでなく、学生生活を通じて配慮がいただければ、不登校、退学、二次障害が未然に防げます。	1	推進計画の第2章にあるように、各校に配置されている特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援体制作りや研修の充実による教員の指導力の向上に努めます。

章	No.	意見の概要	件数	県の考え方
第2章 2 高校	74	高校に対して発達障害があると告知している生徒が、ドロップアウトしてしまわないよう月に1回は面談を行うなど、退学を予防する体勢を整えてください。 発達障害であることが要因のひとつで不登校傾向になった生徒の救済措置を整えてください。登校日数が足りないからといって即退学としないほしいです。	1	推進計画の第2章にあるように、各校に配置されている特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援体制づくりや研修の充実による教員の指導力の向上に努めます。不登校の救済措置や登校日数の課題については、今後の参考にさせていただきます。
第2章 2 高校 3 特支	75	第2章の推進方策(2)のエに、中学校を卒業した知的障害を伴う発達障害のある生徒を対象とした職業科の設置とありますが、知的障害を伴わないが、社会性に障害がある発達障害の生徒も対象にしてほしいです。	1	推進計画の第2章にあるように、各校に配置されている特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援体制作りや研修の充実による教員の指導力の向上に努めます。 知的障害を伴わない発達障害のある生徒を対象とした職業科の設置については、今後の参考にさせていただきます。
第2章 2 高校	76	県立高校の先生にも発達障害を理解してもらい、せめて1週間に1回はスクールカウンセラーが来校してくれるようにすべきだと思います。 在学の高校生たちにも発達障害のことを理解してもらうように、専門家が高校生向きに出前授業を行うなど、子供のうちから障害に対する偏見や差別を払拭すべきだと思います。	1	推進計画の第2章にあるように、各校に配置されている特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援体制作りや研修の充実による教員の指導力の向上に努めます。 また、県立高等学校におけるスクールカウンセラーの配置については、今後の拡充に向けて取り組んでまいります。
第2章 2 高校	77	高等学校の入学、学校生活支援を要望します。 発達障害の診断はあっても、これまでは高校入学に向けて学校側に告知しないで受験、入学し、問題が起きた時点で学校やコーディネーターに相談するという現状があります。困ったことが起きた時点ではなく、受験以前から個別の支援教育計画の作成をして、本人や親が安心して学校生活を送ることが出来るように、中学校の進路指導担当教員への周知も含め、本人・親への支援、理解と説明を要望します。	1	推進計画の中の第2章にあるように、特別な支援を必要とする生徒の個別の教育支援計画等の作成や引継ぎが確実なものとなるよう努めます。
第2章 2 高校	78	定通の特別支援教育コーディネーターの負担軽減について明記していただきありがとうございました。	1	推進計画の第2章にあるように、特別支援教育コーディネーターの負担軽減や研修の充実を図り、よりよい校内支援体制や環境が構築できるよう努めます。
第2章 2 高校	79	地区別特別支援教育コーディネーター研修会の実施は、担当者レベルの域は否めませんが、従前と比較し、高等学校において管理職を始め教員の発達障害等の認識度の高まりを実感します。 しかし、特別支援教育コーディネーターは、まだ多くの学校で校務などと兼任して、十分に役割を果たしていません。コーディネーターが十分に障害の事を理解し、教員にしっかりアドバイスできるようになってほしいと思います。	2	推進計画の第2章にあるように、特別支援教育コーディネーターの負担軽減や研修の充実を図り、よりよい校内支援体制や環境が構築できるよう努めます。

章	No.	意見の概要	件数	県の考え方
第2章 2 高校	80	<p>小中学校と同様、体制推進のための3つのツール（①校内委員会、②特別支援コーディネーター、③個別的教育支援計画・指導計画）の有機機能が重要であり、管理職、一般教員の研修が体制推進のためには不可欠です。個々のケースについて、学年会、事例会議等とおして、実態、課題、配慮事項等について共通理解を深めていく必要があります。</p> <p>管理職等の研修も必要であるが、校長会等における特別支援学校の見学も効果大きいと思います。</p>	1	<p>推進計画の第2章にあるように、研究、研修の充実による教員の指導力の向上に努めます。</p>
第2章 2 高校	81	<p>私立学校を含む高等学校の特別支援教育の推進を要望します。</p> <p>中学校の通常級や支援級から私立高校・専修学校・定時制高校等へ進学する発達障害の生徒も増えてきていますが、特別な配慮を受けることが出来ない学校が多く、勉強の遅れ、孤立、いじめ、不登校などのいろいろな問題が起き、退学等になる生徒も多数います。私立高校等は愛知県総合教育センター及び、私学振興室と連携して、教員研修や事例検討を実施していただき、指導で困っている教員や生徒本人、また親の支援に繋げていただくように要望します。</p> <p>高校の教員の中には発達障害に対する理解の少ない人もおり、本人の居場所がなく辛い思いをしている生徒も多いので、講師も含めたすべての教員への研修を要望します。</p>	1	<p>推進計画の第2章にあるように、研究、研修の充実による教員の指導力の向上に努めます。</p>
第2章 2 高校	82	<p>教員養成の学部を持つ大学に、特別支援学校教諭免許を教員志望の学生に取得させるような授業単位の設定を是非、お願いしてほしいです。特別支援教育に基づいたユニバーサルデザインの授業が行われるようになると考えます。障害のあるなしに関わらず、解りやすい授業はどんな子どもにとっても有益なことと思います。</p>	1	<p>推進計画の第2章の*にあるように、大学と連携してユニバーサルデザインの授業などについての研修を進めていきます。</p>
第2章 2 高校	83	<p>近隣の専門高等学校と高等特別支援学校との実習や交流はもちろんこれから推進していただきたいと思いますが、特別支援学校にも対象となる生徒はいますので、実習や交流が出来るように図ってください。</p>	1	<p>推進計画の第2章にあるように、交流及び共同学習を推進していきます。</p>
第2章 2 高校	84	<p>専門高校（工業科、商業科、農業科など）と高等特別支援学校との交流及び共同学習を進めてください。</p>	1	<p>推進計画の第2章にあるように、交流及び共同学習を推進していきます。</p>
第2章 2 高校	85	<p>余裕教室を利用した分教室、分校の設置はやむを得ない最終手段と考えます。できれば避けてほしいです。</p>	1	<p>ご意見として、今後の参考にさせていただきます。</p>
第2章 2 高校 3 特支	86	<p>特に専門高校内に分校の設置を進めてほしいです。</p> <p>他県では特別支援学校を新設するための時間や予算に余裕がなくても、早急に高等部のマンモス化を解消するために分校の設置を進めています。愛知県ではまったくその計画が出てきません。高校は県立なので、県がもっと積極的に公立高校に話をしてほしいです。</p>	1	<p>ご意見として、今後の参考にさせていただきます。</p>

章	No.	意見の概要	件数	県の考え方
第2章 2高校 3特支	87	<p>通常の高等学校（公立・私立高校、専門学校など）には障がいのある生徒が入学する受け皿がまだ整備されていない現状があります。入学前に障害について学校に話すと入学できないという話もあります。</p> <p>他県では、大阪での共生推進教室のように通常高校にも特別支援学級のような制度を設け、そこで障がいのある生徒も学べる取り組みが出来てきています。愛知県でもこのような取り組みを行ってほしいと思います。</p> <p>また、通常高校内への特別支援学校分校（高等養護）の併設を桃花や本宮2校のみならず、ほかにも併設を目指してほしいと思います。</p>	1	知的障害特別支援学校の新設については、緊急性の高いところから順次設置していくため、現時点で高等特別支援学校や校舎（分校）の新設（併設）は考えておりませんが、今後の参考にさせていただきます。
第2章 2高校 3特支	88	<p>高等学校におけるインターンシップは、高校の管理職（事務長含む）、主任の障害生徒の理解・対応に対する成果が大きい。特別支援学校の実施の仕方・工夫しだいで大きな成果が生まれる。</p>	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 2高校 3特支	89	<p>第2章の推進方策(3)で、特別支援学校の分校を設置するとあるが、知多半島南部でも検討していただきたい。</p>	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 2高校 3特支	90	<p>高等学校と特別支援学校との人事交流は、高等養護、校舎であることは適切だと思います。</p>	1	推進計画の第2章にあるように、人事交流の実施により教員の専門性の向上に努めます。
第2章 2高校 3特支	91	<p>「高等学校と特別支援学校との人事交流」の中に高等専修学校の追加をしてほしいです。</p>	1	高等専修学校との人事交流は考えておりませんが、センター的機能として高等専修学校からの相談に対応することは可能であると考えます。
第2章 2高校	92	<p>高等学校に障害児学級を設置するとよいと思います。</p>	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 2高校 3特支 4就労	93	<p>「ノーマライゼーション」の理念が、障害児本人の利益ではなく教育行政側にとって都合のよいように解釈されていることが残念です。</p> <p>ノーマライゼーションとは「障害者の、社会への完全参加と平等」をいうものですが、「社会の一員として障害のない者と同じように社会活動に参加し自立して生活する」と義務を押さえたとらえかたになっています。プランのあとに示された、奉仕活動を増やしたり就職就労は、この「自立」の基本的指針にも依るかと思います。しかし、奉仕活動がやたらに増えたり、高等部や高校など後期中等教育が、就職就労にばかり目を向けた職業斡旋事業のような教育に偏り、基礎的な学力や生活力を培う時間が減るようなことは、やめてほしいです。子どもたちの将来は画一的なものではなく、一人一人適性があるはず。思春期青年期にさまざまな力を伸ばせる学校になるような手立てをのぞみます。</p>	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 2高校 3特支	94	<p>高等学校に障害児学級を設置する。</p> <p>2年から3年の専攻科を設置する。ここは、高校を卒業した発達障害の生徒も特別支援学校の高等部卒業生も入ることができる。生活自立も目指すためにも寄宿舎を併設する。</p> <p>いまの高等養護学校にも普通教室を設置すること。</p>	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 3特支	95	<p>国の動きでもある「地域で学ぶ」の流れを、愛知では「お金をかけず」にやろうとするなら、許せません。必要不可欠な教育予算はきちんと確保してください。</p>	1	必要な予算確保に向けて努めてまいります。

章	No.	意見の概要	件数	県の考え方
第2章 3特支	96	全体的に、障害児学級や障害児学校など、予算がかかる場や人の手が必要な整備指針についてはほぼ「検討する」とあり具体的な計画が記されていないのはなぜでしょうか。 予算措置や人的配置の明確な指針と年度進行の具体的な計画を出してください。	1	推進計画発表の段階で具体的に記載できる部分については、具体的に記述するようにします。
第2章 3特支	97	第2章に高等部の就職率が「全国平均を大きく上回って」とあるが、どの程度か分からない。全国平均の数値を明示するべきである。	1	全国平均の値については「関係機関と連携した就労支援」のP.34に一覧表を掲載しています。
第2章 3特支	98	「障害の状態や程度（略）に応じて幼稚部・小学部・中学部・高等部を設置し、」とあるが、年齢に応じて設置しているだけで、障害の状態や程度には応じていないと思うので訂正すべきである。仮に「障害の状態や程度に応じて」は、後の「教育内容・方法を工夫したきめ細やかな指導」にかかっているというのであれば、その直前に移動する必要がある。	1	<表記の訂正> ご指摘のとおりですので、下記のとおり文章を変更します。 「特別支援学校では、幼稚部・小学部・中学部・高等部を設置し、障害の状態や程度（学校教育法施行令第22条の3に示される）に応じて、教育内容・方法を工夫したきめ細かな指導を行っています。」
第2章 3特支	99	盲学校、ろう学校名称変更について、4年後（平成29年）に再度検討しますと書かれていますが、検討の際、当事者である聴覚障害者団体も参画できるようにしてほしい。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 3特支	100	盲学校聾学校の名称変更をしない理由について「長い歴史と伝統があるから」と記されているが、知的や肢体・病弱の各養護にもそれなりの歴史と伝統がある。名称変更するかしないかの判断基準が歴史と伝統の有無であるとしたら、では知的・肢体・病弱養護には歴史や伝統はないのか。培ってきた教育に携わる関係者、何よりも当該障害児達に対して失礼なことではないか。	1	<表記の訂正> 盲学校、聾学校の名称変更をしない理由として「歴史と伝統」という表現を用いました。誤解を招く表現であると考え、以下の文章に変更します。 「盲学校、聾学校については、今回は名称変更を行わないこととし、4年後（平成29年）に再度検討します。」
第2章 3特支	101	プランに「障害児の発達や内面を理解する」というような文言が出てこないのが残念です。 ユニバーサルデザインやICTの機器活用や研修機会を増やすとありますが、テクニックの習得だけで障害児の理解はかなうのでしょうか。同じ理由で、進めると述べている自閉症研究も、特定の技法に偏ることのない内容の研修を設定していただきたいと思います。	1	研究・研修を進めるにあたり、児童生徒の発達や内面など、一人一人の実態を適切に捉えることは必要不可欠です。適切な実態把握をもとに、適切な指導と必要な支援ができるよう、指導方法、支援方法について研究を進めてまいります。
第2章 3特支	102	研究はいいと思いますが、新設校に研究委嘱するのはやめてください。学校立ち上げで精一杯だと思います。ぜひご配慮ください。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。

章	No.	意見の概要	件数	県の考え方
第2章 3特支	103	<p>「自閉症等の障害の特性に応じた教育課程の編成、指導・支援の充実が課題」とあるが、6割の児童生徒が自閉症及びその傾向にあるという現在の状況から、そうした児童生徒に対応した指導は、当然、従来から既に行われており、更にそうした指導が他の4割の児童生徒にとってもわかりやすい授業や気持ちの良い学校生活に通じていると考えられるので、指導・支援の更なる工夫は必要としても、新しい教育課程などは全く不要である。（現在の教育課程は、当然自閉症等の障害の特性に応じたものとなっているはずで、なっていないと考えることは現場の先生方に失礼である。）もしそれでも、新しい教育課程が必要ということならば、それは、自閉症及びその傾向にある児童生徒に対して、知的障害特別支援学校において、更に特別な対応が必要ということになるので、そうした児童生徒を重複（知的障害と自閉症など）学級該当と考えなければならない。</p> <p>上記のように、この推進方策(2)は不要である。先生達をこれ以上多忙にしないような配慮を希望する。</p>	1	<p>自閉症児等への指導については、各知的障害特別支援学校において、児童生徒の実態に応じ目標を設定し、指導をしてまいりました。指導方法については、機器の活用や環境の整備など、新たな方法等の提案がなされています。それらのことを検証するとともに、成果を地域の小中学校へ発信し、特別支援学級における指導について、支援していくことを考えています。</p>
第2章 3特支 第3章	104	<p>全ての特別支援学校高等部に「職業コース」を設置とあるが、むやみに一般就労を目指しても「就労先」の取り合いになるのではないのでしょうか。各校とも進路指導で、最大限努力して一般就労可能な生徒を送り出しています。</p> <p>社会や企業の受け皿を増やさなければ就労率はアップしないのに、そこを求めず本人や学校に努力を求めただけでは上がらないと思います。一般企業が仕事内容や障害者への理解など、受け入れる側がさまざまな支援体制や配慮をすれば、働ける生徒は増えます。</p> <p>このコース設置は、数値目標（アクションプランⅡ）が独り歩きして、就労継続支援A型に入れておけばよいという安易な対応を助長してしまう恐れがあります。最近の生徒の実態からすると、仕事に追い込まれていくと、適応障害をおこす傾向にあると思います。障害があるからこそ、じっくり、ゆっくりと、本人が納得できるような取り組みの中で、社会人としての自覚を促し、就職後の定着も図れるのだと思います。</p> <p>教育内容の点から見て、“職業自立”“100%就労”“進路指導”の名目で作業や実習一辺倒の貧しい中身になることには反対です。それが高等部教育の全てではありません。よりよく働き続けられる力をつけるにはどうしたらよいかや、社会自立や地域との結びつきの中どう生活するか等の視点をもった高等部職業教育であってほしいです。</p> <p>「職業コース」の規模も問題だと考えます。学校内に1クラスのみ（8名）とすれば、学校運営が困難だと思います。現場の教員の声をもっと拾うべきではないのでしょうか。</p>	4	<p>全ての知的障害特別支援学校に職業コースを設置できるよう、研究の成果をもとに検討してまいります。</p> <p>県教育委員会としましても「職業コース＝職業訓練」とは考えていません。キャリア教育の視点に添い、社会を生きる人間として必要な力を総合的に伸ばしていく取組を進めてまいります。</p>
第2章 3特支	105	<p>高等養護、高等部産業科などを増やして、希望する生徒に十分な職業教育を受けられる機会を与えてほしいです。</p>	1	<p>県教育委員会としましても「職業コース＝職業訓練」とは考えていません。キャリア教育の視点に添い、社会を生きる人間として必要な力を総合的に伸ばしていく取組を進めてまいります。</p>
第2章 3特支	106	<p>特別支援学校に通われる生徒さんが重度化（重複）してきている事もあり、進学を希望する生徒さんに対して、それようなカリキュラムにならず進学がかなわない状況にある。個々のニーズに合わせたカリキュラムになるようにできないか。</p>	1	<p>特別支援学校では、児童生徒に合わせて2～4の教育課程を準備して学習を進めています。指導にあたっては、一人一人の教育的ニーズを把握し、個別的教育支援計画、個別の指導計画を作成して進めています。</p>

章	No.	意見の概要	件数	県の考え方
第2章 3特支	107	重複学級設置率については平成24年度で全国最下位と聞いており、他府県で出来て本県で何故出来ないのでしょうか。実態に応じた重複学級設置に向けて積極的に推進していただきたい。 肢体不自由特別支援学校の重複学級設置率の向上しか書かれていませんが、全ての障害種別の重複学級設置率の向上と書くべきです。とりわけ知的特別支援学校の高等部の重複学級は全国最低です。早急に全国平均レベルに上げることが重要です。	11	児童生徒の実態に応じた重複認定、重複障害学級の設置がなされ、一人一人の障害の状態に応じた指導・支援ができる体制を整備していきたいと考えています。
第2章 3特支	108	養護学校の重複障害認定を進めて重複障害学級の設置を進めてほしい。肢体不自由養護学校だけでなく知的養護学校でも進めるように明文化してほしい。重複認定を実態に応じて認めてください。	2	高等部の重複障害学級設置については、全校種で適切に行われることを目指しています。中でも、重複障害児が多く在籍する肢体不自由特別支援学校の増設と高等部に重複障害学級が設置されていない聾学校への設置を段階的に進めてまいりたいと考えています。
第2章 3特支	109	「重度障害学級の割合（重複障害学級設置率）は、愛知県が全国最下位」とあるが、「重複」の間違いではないのか。間違いでないのなら、重度障害学級と重複障害学級との違いを明確に示すなどした説明が必要である。	1	<表記の訂正> ご指摘のとおりですので、表記を「重複」に改めます。
第2章 3特支	110	重複障害学級を設置することは、「教育内容の充実」という項目ではなく、「教育条件の整備」にあたるのではないのでしょうか。重複障害学級を設置することは、「教育内容の充実」させるための最低条件の整備です。きちんと設置されたのち、障害の重い子の指導、一人一人の実態に即した教育を充実させていけるのだと思います。	1	重複障害学級を適切に設置することで、一人一人の教育的ニーズに応じた指導ができると考えています。したがって、設置が目標ではなく、設置による教育内容の充実を目標と考えていますので、「教育内容の充実」の項目として記載しています。
第2章 3特支	111	ボランティア活動の拡大など、地域貢献ばかりが増えていく。今までにももう充分やっているのにこれ以上増やすことをめざすのか？本来行いたい教育内容がおろそかになってしまう。	1	地域貢献等については、既に各校において実施されていることは承知しています。各校の取組が十分になされるよう、県としては事業化、予算措置を検討してまいります。
第2章 3特支	112	「(2) 特別支援学校における教育内容の充実 推進方策の(6)」にて、知的障害特別支援学校のうち数校に、職業コースに関する研究実践校を委嘱し、高等部への職業コース設置についての研究を推進するとあります。 知的障害特別支援学校はかなり充実していると見受けられますが、その他の盲・聾・肢体不自由・病弱各校種のうち、1校ずつに研究実践校を指定することも必要ではないのかと考えます。そして、さらなる教員の専門性の向上を図る必要があると思います。	1	専門性の向上は知的障害特別支援学校の教員に限らず、すべての教員に必要なことです。専門性向上のために研修等の充実を図ってまいります。
第2章 3特支	113	特別支援学校の養護教諭に必要な専門的研修を、特別支援教育課として計画的に実施していただきたい。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 3特支	114	特別支援学校教諭免許状保有率を高めて、さらに支援学校教員としての適正検査の実施を確実にしてください。	1	免許状取得率向上に努めてまいります。なお、教職員に対する適正検査の実施は考えていません。

章	No.	意見の概要	件数	県の考え方
第2章 3特支	115	本県特別支援学校の特別支援学校教諭免許状の保有率を高めてください。	1	未取得者に対しては、本人に取得を促すことはもとより、管理職に対しても、未取得者が免許を取得しやすい環境づくりに努めるよう促していきます。
第2章 3特支	116	全ての支援学校に全入の専攻科をつくり教育期限を2年延長する。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 3特支	117	過大、過密解消のため、小中高揃った特別支援学校を10年以内に必ず6校建設、開校する。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 3特支	118	名古屋市内に高等養護を作ってほしい（交通アクセスのよい場所）。	1	名古屋市内には名古屋市立守山養護学校に産業科がありますので、名古屋市内への高等養護学校の建設は考えていません。
第2章 3特支	119	通常高校内に高等養護として養護学校の分校を併設する数を増やしてほしいことと、春日井、豊田以外の産業科の高等養護学校も増設をお願いしたいです。	1	知的障害特別支援学校の新設については、緊急性の高いところから順次設置していくため、現時点で高等特別支援学校や校舎の新設（併設）は考えておりませんが、今後の参考にさせていただきます。
第2章 3特支 4就労	120	支援学校内に「普通科」と「職業科」を設置してしっかり子供に必要な教育をしてほしい。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 3特支 4就労	121	就職率の向上のために、高等部を卒業した後、さらに2年間程度学ぶ「専修コース」を設定することや、就職率の向上だけでなく、職場に定着することが重要だと思います。 さまざまな支援体制を整えることがまず大切ですが、障害を持つ生徒にとって社会に出るまでの助走が高等部の3年間では短すぎるのではないのでしょうか。実習などで就労体験を積みますが、キャリア教育としては不十分と言わざるを得ません。3年間の基礎を学んだ後に、「専修コース」で学ぶことにより、社会人としてより良い働き方ができ、離職も減ると考えます。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 3特支	122	この重点で取り組む課題は、第1に特別支援学校の過大過密問題、第2に特別支援学校だけでも700人近い教職員増が必要、第3に肢体不自由児だけでなく、障害種別にかかわらず重複学級設置を全国レベルまで引き上げることです。 半田、春日台、豊川、一宮東などの過大過密解消までの普通教室を緊急に増設することが求められています。そして、教育条件・内容を補償するためにも特別教室を確保することが、行政の緊急課題として要求します。 通学補償であるスクールバスの増車は、教育権の補償の意味でも、緊急の課題です。すぐにでも長時間通学の解消と希望する子どもたちのスクールバス添乗を保障すること。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 3特支	123	特別支援学校の過大化解消については着実に前進していますが、これからの課題も多く困難を極めると思います。推進方策を一つひとつ確実に実行し子どもたちの教育環境を是非改善していただくようお願いいたします。	1	推進計画については、毎年、進捗状況について進行管理を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを図ってまいります。
第2章 3特支	124	特別支援学校の過大化の解消についてのプラン（素案）を早期に具体的に示すことを要望します。 適正な学校規模に移行し、障害特性や個別支援教育計画に基づいた教育を進めていただきたく、また高等養護学校に対する入学希望者も多いことから早期の新設を要望します。	1	具体的な計画案については、財政面での検討が必要なため、引き続き予算確保に努めるとともに、具体的に記載できる項目については、最終案の段階で記載するようにしていきます。

章	No.	意見の概要	件数	県の考え方
第2章 3特支	125	<p>愛知県の特別支援学校の新設を強く要望しております。</p> <p>過大過密解消策の一つとして分校2校を設置しましたが、半田養護も豊川養護も解消するどころか、ますます過大過密化しています。分校や分教室では対応できないことが明らかになったことをどうとらえていますか。解決には、新設校を建てることしかありません。</p> <p>今回、半田と春日台について5年の計画が出ましたが、具体的な計画がはっきりしません。</p> <p>半田養護学校の過大化解消について触れていただいたのは大変ありがたいと思いますが、「計画期間内」という表現ではなく「平成〇〇年度」と、また、「設置の検討」ではなく「設置する」とはっきりと書いてほしいと思います。</p> <p>春日井市の春日台養護学校に73人の生徒が瀬戸市から通っています。学校を作って下さい。尾張北東部地区に期限をつけて（28年に新設など）新設を明記して頂けると嬉しいです。</p> <p>是非とも豊田市に知的養護学校の設置をお願いします。</p> <p>「三好・春日台・安城・半田」地区に、ちゃんと5年以内に開校することを明記し、予算の裏付けをとって下さい。テンポや予算などを明らかにして現場の人々を安心させてください。</p> <p>肢体不自由校や病弱校に学級をつくって対応できることだとは思えません。トップダウン方式で現場の教職員や保護者の方々は混乱したと聞いています。5年が8年、10年と先延ばしにならないようにしてください。県民が安心できる具体案を早く提示してください。</p>	22	<p>半田、春日台、安城、三好特別支援学校の過大化解消については、第2章に記載のとおり、特別支援学校を設置することを検討しています。</p> <p>具体的な計画案については、財政面での検討が必要なため、引き続き予算確保に努めるとともに、具体的に記載できる項目については、最終案の段階で記載するようにしていきます。</p>
第2章 3特支	126	<p>「検討する」ばかりでなく、具体的な計画を立て、早急に進めて欲しい（特別支援学校の新設）。</p>	3	<p>具体的な計画案については、財政面での検討が必要なため、引き続き予算確保に努めるとともに、具体的に記載できる項目については、最終案の段階で記載するようにしていきます。</p>
第2章 3特支	127	<p>学校規模の過大化（教室不足）の解消については、現状において、最重要、優先課題と思われます。全国的に見ても、愛知県の状況は非常に厳しい環境で子どもたちの教育がなされています。抜本的な解消策を早急に具体化していただきたいと思っております。</p>	5	<p>具体的な計画案については、財政面での検討が必要なため、引き続き予算確保に努めるとともに、具体的に記載できる項目については、最終案の段階で記載するようにしていきます。</p>
第2章 3特支	128	<p>知的障害特別支援学校の過大過密の問題を既存の高校の分教室や、既存の特別支援学校の分校という形で解消しようとしているようですが、1学級増やしたところで解決になるとは思えません。現場の子どもと職員に混乱をもたらすだけだと思います。やはり、特別支援学校にも定数を設けて子どもの数に見合った数の学校を設置すべきです。トヨタをはじめとする大企業を抱えた経済大国の愛知県にしては、教育予算をけちるのはお粗末過ぎます。教育予算は未来への投資だということを行政の方にも覚えてほしいと思います。</p>	3	<p>特別支援学校の配置につきましては、今後、複数校の学校を県内にバランスよく設置できるように検討してまいります。</p>
第2章 3特支	129	<p>小中学校の余裕教室等の活用は、積極的に取り組んでほしい。</p>	1	<p>ご意見として、今後の参考にさせていただきます。</p>

章	No.	意見の概要	件数	県の考え方
第2章 3特支	130	名古屋市東部に肢体不自由障害の特別支援学校をつくってください。 計画では知的養護の解消計画は挙げられていますが、肢体不自由養護の過 大過密化した状況は述べられていません。港養護（肢体不自由養護）の過大 化も深刻ですが、県教育委員会は「問題なし」という認識でいらっしゃるの でしょうか。	1	知的障害特別支援学校の過大化解消が喫緊の課題であることから、肢体不自由特別支援学校については、スクールバスの増車による長時間通学の解消に努めてまいります。
第2章 3特支	131	守山養護の産業科を独立させてほしい（今の場所では、養護学校全体が手 狭なため）。	1	ご意見を名古屋市教育委員会へ伝えます。
第2章 3特支	132	第2章の推進方策(2)は、「関係する市町村」と限定するのではなく、「希 望する市町村」と改めてほしい。各自治体に特別支援学校の分校を設置する くらいの姿勢がほしい。	1	「関係する市町村」には、特別支援学校設置を希望する市町村 も含まれると考えます。
第2章 3特支	133	過大過密で高等部の1学級の生徒数を9名とか10名にするのは定数法上ま ちがっていませんか。	1	推進計画の第2章にあるように、特別支援学校の過大化解消に 合わせて、高等特別支援学校、校舎の定員を法律にそった8人に 戻したいと考えております。
第2章 3特支	134	学級編制において1学級の人数を増やすために、何らかの支援策を講じて いるはずなので、その支援策の概略を明記して、「過大化解消のための実績 作りのために、学級定員だけ増やして負担を現場に押し付けた」と批判され ないようにするべきである。	1	推進計画の第2章にあるように、知的障害特別支援学校の過大 化が解消された時点で、高等特別支援学校及び校舎の募集定員を 9名から8名に戻すことを検討していきます。
第2章 3特支	135	前の素案には、特別支援学校の過大化の目安となる児童生徒数が記載され ていました。この目安となる人数の復活を要望いたします。	1	目標とする数値について記載することは、その値に達していな い学校もあり、今回は見送ることとします。
第2章 3特支	136	県内各地に特別支援学校を建設し、マンモス化を解消することが常識的で 必要な政策と思われます。建設を検討するのではなく、教育委員会自身が学 校を作りましょと、声をあげる時です。	2	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 3特支	137	「中学校を卒業した知的障害を伴う発達障害のある生徒を対象とした職業 科」とあるが、実際には「中学校の通常の学級」ではないのか？現実として 知的に高い生徒が対象であるのにそれを明記しないことで、私達知的障害児 （知的に高くない）の親に、「もしかしたら我が子も対象ではないか？」と 間違った期待を抱かせることになるので訂正する。	1	「知的障害のある」発達障害児を想定しており、在籍する学級 については問わないと考えます。通常の学級で学習をする「知的 障害のある」発達障害児は対象となると考えています。
第2章 3特支	138	一般就労に向けた学校と関係機関との連携や発達障害のある生徒を対象と した「職業科」の設置は、手帳を持ってない子供たちにとっての希望です。	1	現時点では「知的障害のある」発達障害児を対象とした特別支 援学校の設置を検討しています。
第2章 3特支	139	市町村に丸投げした特別支援学校設置は許せない。 市町村立設置を行う場合には、せめて県立特別支援学校と遜色ない補助を 出したり同様の条件整備を行うよう求めます。	1	市町村立の特別支援学校の設置については、市町村と県で協議 を行いながら設置を進め、支援をしてまいります。
第2章 3特支	140	障害特性に応じた施設整備や教職員の配置が整った、小中高の各部が揃う 特別支援学校を計画的に設置してください。	1	特別支援学校の配置につきましては、今後、複数校の学校を県 内にバランスよく設置できるように検討してまいります。
第2章 3特支	141	必要に応じて、小中学校や高等学校の空き教室を活用して、特別支援学校 分校、分教室の設置を切望します。	1	推進計画の第2章にあるように、小中学校や高等学校の教室な どの施設を活用した特別支援学校分校、分教室の設置について は、今後必要に応じて検討してまいります。

章	No.	意見の概要	件数	県の考え方
第2章 3特支	142	「小中学校や高等学校の空き教室を活用した特別支援学校分校、分教室の設置」とある。それを希望する者にとっては良いことであろうが、我が子の入学を拒否した学校の空き教室になど通わせたくないという保護者（私）もいる。設置した分校分教室への通学を強制することなく、スクールバスなども確保して、希望によって本校への通学も選択できるようにすることを、強く希望する。	1	お子様の就学については、本人、保護者の希望を十分に伺い、総合的に判断してまいります。
第2章 3特支	143	豊川養護学校では、バス通学の遠距離もさることながら、そのため授業を短時間で終えて帰宅する事態にもなっていて、本来受けられるべき自立のための学びが十分ではない弊害もあると伺っています。このような問題も解決してほしいと願っています。	1	長時間通学の解消については、推進計画のP.32にあるように、その解消に向けて努力してまいります。
第2章 3特支	144	長時間通学解消のためのスクールバスの増車、是非具体的な方向性を示してほしい。	6	緊急度の高い学校から順次配備できるよう努めていきます。
第2章 3特支	145	県立の知的障害特別支援学校だけでなく、名古屋市立の知的障害特別支援学校にも、県立に限定しないで増車を行うべきである。	1	名古屋市立養護学校のスクールバス配備は名古屋市教育委員会で行っています。ご意見を名古屋市教育委員会へ伝えます。
第2章 3特支	146	スクールバス配置について、「緊急性が高い学校から」と記されているが、どこの学校も緊急性が高いということは、各校につけていただければどうか。ぜひよろしくお願いたします。また、バスのコース基準に「60分」とありますが、自宅からバス停までかかる時間も含めて60分としていただきたいです。 「通学環境の改善」ならば、来年4月開校のいなざわ特別支援や最寄り駅から遠い学校に自力通学する子どもも安全に通えるように、最寄り駅から学校まで何らかの通学手段を講じるべきではないでしょうか。	1	スクールバスの増車が必要な学校について、順次配備できるよう努めてまいります。
第2章 3特支	147	タブレット等、教育備品の整備は必要です。	2	推進計画の第2章にあるように、必要な教育機器の整備を進めてまいります。
第2章 3特支	148	ろう学校への緊急通報装置は早急に整備すべきである。 聴覚障害者にとって、目で得る情報はすごく大切であり、いつ起きてもおかしくない東海地震に備えておくためにも早急にお願したい。生死を分けることにもなる。あと、県立のろう学校でも休憩、昼御飯の時間を知らせるパトライトが無く、お知らせは音によるチャイムのままで、先生に教えてもらって、知る現状になっている。先生がいなくても自分で行動できるよう自立性を高めるために改善を求む。	1	計画的に整備が進むよう、検討を進めてまいります。
第2章 3特支	149	春日台養護学校の冬の寒さと、夏の暑さは子どもの健康上の問題である。コロニーの再編、改修工事に合わせて検討が必要である。	2	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。

章	No.	意見の概要	件数	県の考え方
第2章 3特支	150	障害のある子どもたちにとって、学校は発達を実現するとともに、命を育む場所でもあります。にもかかわらず、教室がない、トイレがない、エアコンがない、とは何と情けない話でありましょう。ここは大企業が多く存在し、経済的に恵まれた愛知県です。教育関係の統計を見て、愛知県とはいかに教育にお金を使っていないかが、誰にも明らかで、ここで仕事をするものとして恥ずかしい思いです。現在ある学校の、老朽化にも必要な対策を立てていただきたいのはもちろんです。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 3特支	151	全ての養護学校にスクールカウンセラーを配置してください。	1	計画的に配置できるよう引き続き検討してまいります。
第2章 3特支	152	スクールカウンセラーの導入よりも、発達カウンセラーを配置してほしいです。	1	現在も高等学校に配置したスクールカウンセラーに高等部生徒の心の問題に対応していただいています。引き続き、特別支援学校へのスクールカウンセラーの配置について検討していきます。
第2章 3特支	153	看護師の配置について、是非具体的な方向性を示してほしい。 医療的ケアに対応できる体制の充実を図るために、教員、看護師の連携を含めた研修の充実化、教員のサポート体制についてももう少し具体的に明示していただけるとよく理解できると思います。	1	医療的ケアに関する研修については、教員が医療的ケアの内容を十分理解し、ケアを行う看護師や対象児童生徒の支援が適切にできるように研修を行ってまいります。また、引き続き安全で安心な医療的ケアが実施できるよう、児童生徒の情報交換に努めます。
第2章 3特支	154	医療的ケアの子どもがいる全ての養護学校に、県の責任で看護師を配置してください。知的にも医療的ケアを必要とする子どもがいると聞きます。	2	愛知県では、肢体不自由特別支援学校をはじめ、必要に応じて病弱特別支援学校、聾学校へ看護師を配置してまいりました。今後も引き続き、看護師の配置拡大について検討してまいります。
第2章 3特支	155	様々な病気や発作を持っている子がいます。教員は医療行為ができないということで、何かあるたびに親が学校へ呼び出されます。親でもできるような簡単なものは、看護師に処置していただき、親への負担を減らしてほしい。	1	医師法第17条により、医師以外のものが医療行為を行うことは禁じられております。その中で、医師が行う必要のないものについては、現在でも教員等が行うこととしています。
第2章 3特支	156	看護師を学校に常勤で採用することには賛成です。より安定して医療的支援ができるように看護師の正規採用を進めてほしい。	1	平成26年度より肢体不自由特別支援学校へ常勤看護師1名を配置できるよう努めます。
第2章 3特支	157	校外学習や泊を伴う行事にも安心して活動できるように看護師に付添をしてほしい。	2	校外学習での看護師の医療的ケアの実施、衛生面の配慮などを含め、平成26年度の医療的ケア連絡協議会で検討してまいります。
第2章 3特支	158	他県では教員によるケアも始まっていると聞きます。ニーズには応じたい心情は現場としては思いますが、学級設置率全国最低の愛知県では教職員の配置数がかなり抑えられています。慢性的に目と手が不足する教室の中で、細心の注意が払われるべき医療的ケアが安全に行えるかどうか不安です。教員が行うことについては慎重な対応を望みます。	1	教員によるケアの実施の可能性については、平成26年度の医療的ケア連絡協議会で検討していきます。実施については慎重に判断していく必要があると考えています。

章	No.	意見の概要	件数	県の考え方
第2章 3特支	159	夏休みに行く高等養護の教育相談で「うちの学校は対象外」と排除を目的とする教育相談がなされている。特に知的に遅れのない発達障害児は排除の対象にされやすい。受け入れられないなら、どこが受け入れられるのかを示してほしい。	1	特別支援学校での「教育相談」は、適切な進路選択ができるようにと、特別支援学校以外の進路先についても情報を提供しています。現行の基準においては、知的障害のない発達障害のある生徒は、特別支援学校の対象とはなっていません。高等学校等における特別支援教育の推進をさらに図ります。
第2章 3特支	160	高等養護などでは、中1から希望をすれば教育相談（学校見学）ができるのですが、中学の先生がこのことを知らないケースが多い。親が希望しても「中3になってから」と言われるようです。 障害児にとって高校をどう選択するかは、その後の就労に非常に大きく関わって来ます。また、支援級で過ごすか、通常級で行くのかという選択の材料にもなります。高校見学を早めに行なうことによって、子ども自身が進学するという気持ちを強く持てるようになり、中学校生活が安定して過ごせます。	1	「教育相談」は学年に関係なく、希望する方に対して実施しています。教育事務所、市町村教育委員会を通じて各中学校へ周知していきます。
第2章 3特支	161	現在の養護学校の教育環境を改善するように予算を措置し人的配置をする計画を立ててほしい。	1	引き続き教育環境の改善に向けた予算確保に向け努力してまいります。
第2章 3特支	162	高等養護や分校の「入学者『選抜』試験」を、一般高等部と同様「入学『選考』」にしてください。	1	高等特別支援学校及び校舎については、引き続き定員を定め、入学者選考を実施していくよう考えています。
第2章 3特支	163	専門性を維持・向上させる観点から、障害種別により特別支援学校を分けている現在の体制を原則的に維持・発展することを要望いたします。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 3特支	164	それぞれ障害種別の特別支援学校がそれぞれの障害に合わせた教育をしています。安易にさまざまな障害のある幼児、児童、生徒を同一学校で受け入れることがないようにしてほしい。それぞれの障害に合わせて支援が必要なので十分な施設設備を整え、対応できる職員を配置できることがなければ実施しないほしい。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 3特支	165	マルチ商法や詐欺などの被害を増加させないために同窓会および障害者団体と連携を取りながら、被害を防止するなどの対策を練ってほしい。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 3特支	166	特別支援学校には、現在設置基準がありません。愛知県として設置基準を策定していくことを「つながりプラン」に明記して進めてほしい。	1	本県独自の設置基準の策定することは考えていません。
第2章 3特支	167	常々疑問に思っています。「ゆっくりじっくり発達成長する障害児。健常児よりもたくさんの時間をかけて理解していくことが必要なのに、なぜ健常児よりも早い18歳（高等部卒業）で社会に出されることになるのだろう」「盲学校・聾学校には専攻科という進学選択の道がひらけているのに、知的障害児や肢体障害児には、なぜ専攻科という選択ができないのだろう」と。 今回、高等部に職業コース設置にむけた研究が始まるとありましたが、高等部わずか3年の間に就職できる技能技術を全て教え込むのではなく、高等部の「今」でしかできない教育を充実させてほしいと思います。“全入の専攻科”を設置すれば、まず基礎の力を高等部で・職業教育や生活教育については専攻科2年で…と、時間をかけて教育できる形になります。高校を卒業して進路の決まらない発達障害児の受け皿にもなり、重度の肢体障害の子ども達にとっても、生活施設へ移行するまでのさらに生活する力をつける場にもなると思います。ぜひ御一考ください。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。

章	No.	意見の概要	件数	県の考え方
第2章 3特支	168	2年から3年の専攻科を設置する。ここでは、高校を卒業した発達障害の生徒も特別支援学校の高等部卒業生も入ることができること。生活自立も目指すためにも寄宿舎を併設する。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 3特支	169	特別支援学校のセンター的機能について、教育部門と相談部門の独立化をはかり、各部門ごとの定数化をしてほしいです。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 3特支	170	「盲学校での指導の専門性が担保されるように人事異動に留意する」と書かれているが、その上の(7)のろう学校でも同様に専門性が求められる。指導の専門性が担保されるよう人事異動に留意するとともに若手職員の研修の充実に育成を努めますと追記してほしい。 意欲をもち、継続的にろう教育に携わりたいという希望のある教員を機械的、一律に異動させない。 県外のろう学校との広域人事交流や、県内の難聴学級、難聴通級指導教室との人事交流を図り、聴覚障害児に関わる全てのところで専門性を担保できるようにする。 一度異動したあとでも、元のろう学校に復帰できる人事制度を取り入れる。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 3特支	171	全ての特別支援学校に幼稚部を設置し、早期教育の実現を図ること。特に知的障害特別支援学校では、発達障害児も対象とした早期教育が必要。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 3特支	172	知的障害、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害などの早期教育どれもが大切であるので早期教育の計画を明記して欲しい。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 3特支	173	プランには本務に専念できる環境づくりに対する具体策を入れていただくようお願いいたします。	1	研修・研究や打合せ等の時間を生み出すためには、現在の業務の見直し、効率化を図ることが必要不可欠と考えています。さまざまな機会を通じて、各学校に業務の見直しによる多忙化の解消について指導していきます。
第2章 3特支	174	教員定数等を改善して、教員の多忙化を解消してほしい。 教員を楽にするためではなく、児童生徒への教育を充実させるため。	1	研修・研究や打合せ等の時間を生み出すためには、現在の業務の見直し、効率化を図ることが必要不可欠と考えています。さまざまな機会を通じて、各学校に業務の見直しによる多忙化の解消について指導していきます。
第2章 3特支	175	特別支援学校では、自宅から近い支援学校で、すべての障害の子供が適切な教育が受けられるようにしてほしい。	1	従来どおり、五つの障害種を維持しつつ、地域の実情に応じた特別支援学校の新設を目指していきます。
第2章 3特支	176	知的な遅れのない発達障害の子どもには軽度知的障害の場合とは異なる特性に合った指導を受けられるような特別支援学校（高等部）を設置して欲しいです。	1	現行の基準では、知的障害のない発達障害児は特別支援学校の対象とはなっていません。知的障害のない発達障害児が進路先において適切な指導が受けられるよう、高等学校等における特別支援教育の推進を図ってまいります。
第2章 3特支	177	高等養護学校にも普通科を設置する。	1	高等特別支援学校は職業教育を中心に学習する特別支援学校として設置されていますので、普通科の設置については考えていません。

章	No.	意見の概要	件数	県の考え方
第2章 3 特支	178	特別支援学校高等部における訪問教育の拠点校式をやめて、該当生徒が1人でもいれば、各校高等部に訪問教育学級を設けることができるようにしてください。また、授業回数を増やし、集団学習が十分にできるだけの予算をつけてください。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 3 特支	179	特別支援学校養護教諭3人体制の推進を加えていただくよう要望します。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 3 特支	180	全ての特別支援学校に幼稚部を設置し、早期教育の実現を図ること。特に知的特別支援学校では、発達障害児も対象とした早期教育が求められます。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 4 就労	181	就労に向けた指導の強化をお願いします。 発達障害児・者の指導に際して、早い時期からの、就労に向けたご指導をお願いします。	1	推進計画の第2章にあるように、発達障害等のある生徒に対する支援や支援体制の整備に努めます。
第2章 4 就労	182	就職率は送り手である学校の体制の問題より仕事内容や現場の理解など、受け入れる側がさまざまな支援体制や配慮することが重要であることが多いので、企業とのパイプ役を担う機関を県に設定して関係機関との連携を強めることが大切と思われます。 また、実際に企業が求める人材と、学校現場における教育内容のマッチングを模索し、連携していく必要があると思われます。	2	キャリア教育・就労支援推進委員会（仮称）の中で、特別支援学校関係者、労働局、企業関係者等が情報交換を図り、学校における教育内容、受け入れ側の支援体制等について確認し合い、就労支援の充実につなげます。
第2章 4 就労	183	障害者の就労は支援なくして充足はありません。 「就労支援推進委員会」を設置し機能させ、関係機関の連携・協働による新たな就労支援システムの構築に期待します。 労働局が主催する「障害者就職面接会」「事業所面談会」については、特別支援学校の意見を吸い上げ、開催時期、実施内容等、学校・生徒のニーズに合った内容にしてほしい。 小中高の部をもつ知的障害養護学校のキャリア教育推進事業は、内容が体験的であり、児童生徒にとって有意義で、有効な事業です。	1	ご意見を参考にさせていただき、推進計画の第2章にあるように、関係機関との連携に努めます。
第2章 4 就労	184	文面を読む限り、学校から地域障害者就業・生活支援センターへ職場定着支援を丸投げ!このように読み取れる。 現実問題、地域障害者就業・生活支援センターに職場定着支援の機能はあるが、人材面等各就業・生活支援センターにより環境が異なっているのが現状。現状を無視している推進方策では、意味が無いのではないかと。せめて、卒業後の職場定着支援を地域で行うための検討を、「関係機関と討議し〇年以内に結論付けをする。」と改めるべき。 障害者の卒業後の職場定着支援を、地域の就業・生活支援センターというように、就業・生活支援センターで行うには予算が膨らむだけ。雇用した企業が就労継続支援を行えるよう考え方を变えるべきと感じています。	1	地域の状況に応じ、特別支援学校と企業、障害者就業・生活支援センター等の関係機関が連携することで、切れ目のない職場定着支援に努めてまいります。
第2章 4 就労	185	卒業し、就職したら終わりではなく、その後の相談窓口の必要を感じます。離職率が高く、ひきこもりになる子どもが多いためです。学校自体に設置するのは無理でも、窓口を紹介し相談に行くことができるよう態勢を整えていただきたいです。少し手をかけることにより未来につながり、生活保護者や軽犯罪の累犯、二次障害で長期に医者にかかるといったことを減らしていけると思います。	1	地域の状況に応じ、特別支援学校と企業、障害者就業・生活支援センター等の関係機関が連携することで、切れ目のない職場定着支援に努めてまいります。

章	No.	意見の概要	件数	県の考え方
第2章 4就労	186	卒業から就労への円滑な移行のための「個別移行支援計画」の作成と活用が課題とありますが、まさに「活用」が出来ていないのが現状です。計画書を出すことに時間をかけるより、就労先にこまめに足を運び、状況を把握するためのコミュニケーションを取る事に時間をかけるべきだと思います。	1	個別移行支援計画を活用することによる新しい進路先へのスムーズな移行は、受入れ先の企業や福祉施設等の要望でもあります。よき支援ツールとなるよう努めてまいりたいと思います。
第2章 4就労	187	第2章の(3)福祉就労に向けた障害者支援施設等との連携として、「福祉就労先の数が不足しており、就労先の確保が課題」とされている。特別支援学校に通う保護者から、子どもの就労先を親が見つけなければいけない。という悩みの声が多く寄せられる。P.39の推進方策(1)「就労支援コーディネーターの配置」をし、就労先の開拓と共に、ジョブコーチと連携し離職率の軽減をお願いしたい。	2	推進計画の第2章で触れているように、就労支援コーディネーターの配置に努めるとともに、関係機関との連携により、就労先の開拓、職場定着支援に努めていきます。
第2章 4就労	188	地域の「自立支援協議会」は、障害者の就労支援、生活支援に非常に有効です。各市町村ごとに充実を図られることを期待します。そのためには、特別支援学校からの会への参加等、積極的な連携・協力も必要です。	1	ご意見を参考にさせていただき、推進計画の第2章にあるように、連携に努めていきます。
第2章 4就労	189	高等養護学校の就職率は、ほぼ100%です。この数字は軽度の知的障害者を試験で、選抜して教育したことによる数字です。不合格になった生徒は他の特別支援学校高等部で受け入れて一般就労に向けて教育しています。その結果、知的障害特別支援学校の高等部生徒の25%から40%近くを一般企業に送り出してきました。 現在、職業コースに特化した指導に順応できる力をもった生徒はすでに高等養護学校や桃花校舎などに通っており、新たに職業コースをおこすことは生徒の実態と合わなくなる可能性が高いと思われます。また、高等養護学校を除く知的障害特別支援学校でも一般企業への就職率が全国平均を上回っており職業コースの設定で今以上に就職率アップにつながると思えます。	1	職業コースの設置に向けては、ご意見を参考にさせていただくとともに、今後、研究校を指定し、地域の実情も踏まえ、十分な研究結果を元に、有効な取組となるよう努めてまいります。
第2章 4就労	190	特別支援学校の「職業コース」にて農業従事者の育成を大いに期待するところです。	1	職業コースの設置に向けては、ご意見を参考にさせていただくとともに、今後、研究校を指定し、地域の実情も踏まえ、十分な研究結果を元に、有効な取組となるよう努めてまいります。
第2章 4就労	191	実習先や就労先の幅広い業種へ職域を拡大するためには、適切に対応できるよう、職業教育の内容の充実と見直しをしていくことが課題と思われます。養護学校高等部の生徒への個々の特徴を把握した、働ける大人になる指導と、企業や就労施設側への細かい対応をお願いしたいです。	2	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 4就労	192	特に農業、サービス業での就労は、知的障害者にも適応可能な作業が多く考えられます。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第2章 4就労	193	新規職域への就労事例については、特別支援学校、並びに関係部局との情報を共有しあい、積極的な相互発信を行う事によって、県下各地域に次の事例へと発展的継続性が期待されます。	1	キャリア教育・就労支援推進委員会（仮称）等の中で関係機関間の情報共有を図ってまいります。
第2章 4就労	194	障害者を雇用できる部署を本庁、地方、教育委員会などで検討し、進めるための機関を設置することが必要です。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。

章	No.	意見の概要	件数	県の考え方
第2章 4就労	195	企業開拓や福祉就労だけで解決することは困難です。障害当事者も含めた諮問機関を立ち上げ、様々な障害者の就労について検討することが必要です。 県として、障害者を雇用できる部署を本庁、地方、教育委員会などで検討し、進めるための機関を設置することが必要です。	2	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
第3章	196	アクションプランⅡでは、一般就労50%目標にしていますが、その根拠はどこからきているのでしょうか。進路決定において大切なことは保護者や本人が希望し、生徒一人一人に合った進路を考え、卒業後に充実した生活ができることであると思います。当然のことながら、数値目標を達成するために進路先を決めることはありません。数値目標の設定に意味があるとは思えませんので、この数値目標は撤回された方が良いと感じます。	1	企業等への障害者雇用の理解啓発の意味からも数値目標の設定は必要であると考えます。
第3章	197	就職率アップにこだわりすぎているのではないかと。学校も生徒も、もう精一杯がんばっている。障害者雇用率を達成していない企業側にこそ責任がある。モデル事業や研修の強化ばかり強いられ、学校・生徒への負担増が心配である。学校は就職予備校ではない。充実した学校生活を保障することも大切であると考えます。	1	企業等への障害者雇用の理解啓発の意味からも数値目標の設定は必要であると考えます。
その他	198	中学校の対応は、決定権が校長にあり、教育委員会や教育センターからの指導が校長に届かなかつたりする現実を何とか改善する方法を検討してほしいです。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
その他	199	障害のある児童生徒も義務教育段階は原則、地域の小中学校に在籍させるべき。ただし、障害のない児童生徒との交流及び共同学習が困難な重度・重複障害児童生徒については、県立特別支援学校に在籍させることとする。	1	インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進はとても重要な課題です。子ども一人一人の成長を目指した推進計画の実現に向けて具体策の検討に努力してまいります。
その他	200	第三者評価機関のような制度で、それぞれの学校の取り組みを評価し、公表してほしいです（病院の評価機構のようなもの）。	1	学校関係者による評価は実施し、公表しておりますが、第三者評価機関については、今後、ご意見を参考にさせていただきます。
その他	201	コミュニケーションが取りづらく、知的に高い児童について「特殊能力学級」の創設を提案させていただきます。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
その他	202	市町村単位での作業療法士による学校の巡回相談を行っていると思われませんが、特別支援学校あるいは、教育委員会または、教育センターでのリハビリ専門職の配置を検討していただければ、教育現場でより生かせるのではないかと考えます。市町村などの中核の施設などでの作業療法士の積極的な活用をよろしくお願いします。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
その他	203	障害児の早期教育は全ての障害種において大切である。つながりプランに明記し進めてほしい。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
その他	204	乳幼児の障害に対する指導は重要です。とりわけ、それぞれの地域の保健所や療育センターの拡充をお願いします。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。

章	No.	意見の概要	件数	県の考え方
その他	205	現在の幼稚園、保育園をとりまく状況を考慮し、早期療育の保障、良き障害受容、生涯に渡る支援体制がつけられるよう、例えば、①特別支援学校全校に幼稚部を置く。②地域ごとに児童発達支援センターを置き、乳幼児期の早期療育・母子支援・発達支援相談・小中高校期の相談事業も担える部門をつくる。	1	ご意見を参考にさせていただき、具体策の検討に取り組み、推進計画の実現に向けて努力してまいります。
その他	206	全ての支援学校に幼稚部を置く。 就学前～学齢～卒後とトータルにサポートできる発達支援相談センターを各地域につくる。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
その他	207	知的障害のない発達障害児のための学校や機関をぜひつくってほしいと思います。	1	推進計画の第2章にあるように、各校に配置されている特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援体制作りや研修の充実による教員の指導力の向上に努めます。知的障害のない発達障害児のための学校については、今後の参考にさせていただきます。
その他	208	地元の中学校で不適応を起こし、私立の中学校へ転校という選択をしている家庭が多くあります。学校への補助金や、保護者への通学費（交通費）の補助など、金銭的な負担の軽減を考えていただきたいです。	1	ご意見として、今後の参考にさせていただきます。
その他	209	指導体制強化のため、小中学校と特別支援学校の人事交流の促進とは別に、各特別支援学校の既に10年経験者研修を終了した教諭の中から、地域の特別支援教育の推進者となるべき人物を選抜し、「指導教諭」として3～5年間、該当地域の小中学校へ出向させる。 出向した教諭には「兼務発令」を行い、所属する小中学校の特別支援学級等で障害のある児童生徒の指導・支援に当たるほか、その地域の特別支援教育担当者への指導・助言や現職研修の講師等も務める。また、定期的に現籍校の特別支援学校へ出勤し、必要な指導や連絡業務を行うとともに、資質向上のための研修を受ける。	1	特別支援学校と小中学校との人事交流を促進し、また、特別支援学校のセンター的機能を活用することにより、特別支援教育に関する研修の機会を増やし、教員の指導力の向上を目指してまいります。